【電子申請】添付書類の準備について[健康保険証資格情報が分かる書類]

- お子様の扶養確認書類をお手持ちのスマートフォン、デジタルカメラ等で撮影してください。 スクリーンショット画像やスキャン画像でも、対応ファイル形式であればご提出いただけます。
- 対応ファイル形式は gif, jpeg, jpg, png です。ファイルサイズの上限は 20MB です。



☑ 全体がはっきり映っている



☑ 光が直接当たる場所で撮影しない



☑ 暗い場所で撮影しない



☑ フレーム内に画像をおさめる

健康保険証資格情報が分かる書類(添付書類)について

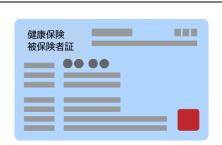
申請に健康保険証資格情報が分かる書類(添付書類)の添付が必要となるお子様につきましては、 下記いずれかの方法により、有効な書類の写しを申請書裏面へ貼り付け(または同封)のうえ、 ご提出をお願いします。

令和6(2024)年12月より、従来のカード型健康保険証が廃止され、原則マイナ保険証へ移行します。

健康保険証資格情報のわかる書類(下記いずれか)

〇 [健康保険]被保険者証

- 令和7(2025)年12月1日まで使用可能
- お子さまが被扶養者でなく本人保険証を 取得されている場合は、原則扶養外と みなします。



○ [健康保険]資格確認書

■ マイナンバーカードを取得していない方やマイナポータルの健康保険証利用登録を 行っていない方に発行されます。



○ マイナポータル「健康保険証情報」

- マイナポータルのご利用には、マイナンバーカード対応 NFC スマートフォンへのマイナポータルアプリのインストール、またはマイナンバーカード対応 IC カードリーダライターを接続したパソコンなどの機器が必要です。
- 画面撮影(スクリーンショット)等により画像 データ[形式:gif, jpeg, jpg, png]を取得いた だき、電子申請の場合は申請フォームで アップロードし、書面申請の場合は印刷の うえ申請書へ添付(裏面貼付または同封)を お願いします。
- マイナポータルから PDF 出力が可能な 「医療保険の資格情報」は、添付書類として 必要な情報が記載されていないため、 添付いただけません。
- マイナポータルでの操作方法は、 ホームページ掲載の「マイナポータル操作 手順」をご確認ください。

